

## 事故由来放射性物質に汚染された産業廃棄物の市内搬入処理に係る事前協議に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に定めるもののほか、呉市の産業廃棄物の適正処理のための措置の一環として、事故由来放射性物質に汚染された産業廃棄物を市内へ搬入し、又は処理する場合には、市内搬入処理事業者から市長へ事前に協議することとし、その手続きに関して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事故由来放射性物質に汚染された産業廃棄物 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特別措置法」という。)第1条に規定する事故由来放射性物質に汚染され又は汚染のおそれのある法第2条第4項に規定する産業廃棄物及び法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物のうち、放射能濃度(セシウム134とセシウム137の合計値をいう。以下同じ。)が1000ベクレル毎キログラムを超え、8,000ベクレル毎キログラム以下のものをいう。
- (2) 市内搬入処理 事故由来放射性物質に汚染された産業廃棄物を呉市の区域内へ収集運搬(保管を行う場合に限る。)し、又は処分(再生を含む。)することをいう。
- (3) 収集運搬 事故由来放射性物質に汚染された産業廃棄物を運搬できる状態に置き、必要に応じて移動させることをいい、積替えを行うことを含む。
- (4) 処分 事故由来放射性物質に汚染された産業廃棄物を物理的、化学的又は生物学的な手段によって形態、外観、内容等について変化させる中間処理をいい、再び製品の原材料等とさせる再生を含み、及び生活環境の保全上支障の少ない方法で適切に埋め立てる最終処分をいう。
- (5) 排出事業者 自らの事業活動に伴って事故由来放射性物質に汚染された産業廃棄物を排出する者をいう。
- (6) 排出事業場 市内搬入処理しようとする事故由来放射性物質に汚染された産業廃棄物が排出される事業場をいう。
- (7) 収集運搬業者 事故由来放射性物質に汚染された産業廃棄物を収集運搬するため、法の規定により排出事業場を管轄する都道府県知事等及び広島県知事又は呉市長の許可を受けた者をいう。
- (8) 処分業者 事故由来放射性物質に汚染された産業廃棄物を処分するため、法の規定により呉市長の許可を受けた者をいう。
- (9) 処理業者 事故由来放射性物質に汚染された産業廃棄物の収集運搬業者及び処分業者をいう。
- (10) 市内搬入処理事業者 他人から委託を受けて市内搬入処理を行う処理業者(収集運搬業者にあっては保管を含む場合に限る。)及び自ら市内搬入処理(保管のみを行う場合を含む。)を行う排出事業者をいう。

(関係者の責務)

第3条 排出事業者及び処理業者は、事故由来放射性物質に汚染された産業廃棄物を市内搬入処理する場合には、この要綱に定める事項を遵守しなければならない。

(事前協議)

第4条 市内搬入処理事業者は、事故由来放射性物質に汚染された産業廃棄物を自ら又は処理業者に委託して市内搬入処理しようとする場合には、あらかじめ排出事業場ごとに様式第1号により市長へ事前協議しなければならない。

2 前項の規定による事前協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 産業廃棄物性状表(様式第2号)

(2) 分析証明書の写し(国、地方公共団体又は計量法(平成4年法律第51号)第107条に基づく登録を受けた者が、3か月以内に実施した当該事故由来放射性物質に汚染された産業廃棄物の分析証明書)

(3) 放射能濃度の測定結果(廃棄物の事故由来放射性物質についての放射能濃度の測定方法(平成23年12月28日環境省告示第107号)により、6か月以内に実施した測定のうち、事前協議時点における直近の3回以上の測定結果)

(4) 市内搬入処理される事故由来放射性物質に汚染された産業廃棄物の写真

(5) 関係する処理業者の法に基づく許可証の写し

(6) 市内搬入処理に係る関係者の役割等が記載された書面(委託契約書の写し又は確約書)

(7) 処理を行う施設の周辺地域の関係住民等の承諾を得ていることを証する書面

(8) 市内搬入処理に係る放射性物質の自主管理に関する次の事項が記載された書面

ア 具体的な処理方法及び処理後の事故由来放射性物質に汚染された産業廃棄物の処理方法

イ 市内搬入処理に当たり周辺地域の生活環境の保全として講じる措置

ウ 市内搬入処理終了時の措置

エ 放射線の量の測定方法及び測定頻度

オ 自主管理に関する記録の内容及び管理方法

カ 放射線の量の悪化が認められた場合の措置

キ その他自主管理に伴い講じる措置

(9) 処理を行う施設から生ずる排ガス、放流水及び地下水の事故由来放射性物質の濃度の自主検査に関する次の事項が記載された書面

ア 具体的な測定方法及び測定頻度

イ 事故由来放射性物質の濃度について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

ウ 自主検査に関する記録の内容及び管理方法

エ 事故由来放射性物質の濃度の悪化が認められた場合の措置

オ その他自主検査に伴い講じる措置

(10) その他市長が必要と認める書類

(通知書の交付)

第5条 市長は、事前協議書の提出があった場合には、その内容を審査し、当該事故由来放射性物質に汚染された産業廃棄物の適正処理が図られるものと認める場合は、様式第3号による通知書を当該市内搬入処理事業者に交付するものとする。

2 前項の規定による通知書における搬入期間は、1年を超えない期間とする。

(事前協議内容の変更)

第6条 前条の規定により通知書の交付を受けた市内搬入処理事業者が次に掲げる事項を変更しようとするときは、改めて、その旨を市長に事前協議しなければならない。この事前協議については、第4条及び第5条の規定を準用する。

- (1) 事故由来放射性物質に汚染された産業廃棄物の種類
- (2) 事故由来放射性物質に汚染された産業廃棄物の量(事前協議した量を10パーセント以上増加する場合に限る。)
- (3) 処理方法
- (4) 自己処理又は受託処理の別
- (5) 収集運搬業者又は処分業者
- (6) 処理施設の所在地
- (7) 事故由来放射性物質に汚染された産業廃棄物の排出工程
- (8) 第4条第2項第8号及び第9号に掲げるいずれかの事項

(市内搬入処理)

第7条 市内搬入処理事業者は市長から第5条第1項の規定に基づく通知書を受領した後でなければ、事故由来放射性物質に汚染された産業廃棄物を市内搬入処理してはならない。

(実績の報告)

第8条 市内搬入処理事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における事故由来放射性物質に汚染された産業廃棄物の市内搬入処理状況を様式第4号により市長へ報告するものとする。

(その他)

第9条 この要綱について、疑義の生じた事項及びこの要綱に定めのない事項については、呉市及び市内搬入処理事業者が協議して定めるものとし、この協議が調わないときは、呉市の決定するところによるものとする。

付 則

この要綱は、平成26年8月12日から実施する。